

○美咲町住民基本台帳事務等における本人確認等に関する要綱

平成19年3月28日

告示第15号

(目的)

第1条 この告示は、別に定めがある場合を除き、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務等において、証明書等の交付請求及び届出若しくは旅券発給申請（以下「請求等」という。）について、本人確認及び代理人の資格等の確認（以下「本人確認等」という。）を行うことにより、虚偽その他不正な手段及び不当な目的による請求等を防止し、もって当該事務の適正な執行を確保するとともに町民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(対象となる請求等の範囲)

第2条 本人確認等の対象となる請求等は、別表第1のとおりとする。

(窓口での本人確認)

第3条 請求等を窓口で受付けた場合は、窓口において当該請求等の手続きを行う者（以下「来庁者」という。）に、次の各号に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）のいずれかを提示させることにより本人確認を行うものとする。この場合において、面識のある職員が本人確認を行った場合も本人確認をしたものとみなす。

(1) 個人番号カード、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真が貼付されているもの（写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。）

(2) 健康保険の被保険者証、介護保険の被保険者証、年金証書その他法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名、生年月日、住所が記載されたもの

(3) 前2号に掲げるもの以外の身分証明書であって、社員証、学生証その他本人の写真を貼付したもの（写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、通常本人しか持ち得ない書類であって、町長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、請求等が次の各号のいずれかに該当する場合には、来庁者に、本人確認書類に代えてその職務又は資格を証する書類（以下「証明書類」という。）を提示させることにより本人確認を行うものとする。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「住基省令」という。）第5条第2号から第4号までに規定する場合

(2) 戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省令・自治省令第1号。以下「附票省令」という。）第2条第2号から第4号までに規定する場合

(3) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）第11条第2号から第4号までに規定する場合

3 前2項の場合において、来庁者であることに疑義があるとき、又は来庁者が本人確認書類若しくは証明書類を所持していないとき、若しくは提示を拒否したときは、本人確認票（別記様式）により本人確認を行うものとする。

（郵便等請求の本人確認）

第4条 別表第2に掲げる請求等を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により受付けた場合は、郵便等により当該請求等の手続を行う者（以下「郵便等による請求者」という。）に、本人確認書類の写しを添付させることにより本人確認を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請求等に係る証明書等を次の各号に掲げるあて先（当該あて先が虚偽のものでないことを確認できた場合に限る。）に郵送する場合には、本人確認書類及び証明書類の写しの添付を省略することができる。

- （1） 住民基本台帳に記載されている郵便等による請求者の住所
- （2） 法人の事務所、支店等の所在地
- （3） 住基省令第5条第2号及び第3号に規定する者の事務所の所在地
- （4） 附票省令第2条第2号及び第3号に規定する者の事務所の所在地
- （5） 規則第11条第2号及び第3号に規定する者の事務所の所在地

（代理人の確認）

第5条 来庁者又は郵便等による請求者が、請求等の手続を行う者（以下「請求者」という。）の代理人である場合には、委任状、同意書等により請求者の委任等を受けていることを確認するとともに、第3条又は前条と同様の方法により代理人について本人確認を行うものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日告示第64号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年7月13日告示第34号）抄

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則（令和2年3月26日告示第31号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第25号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	業務内容
1	住民異動届
2	住民票、戸籍の附票の写し等の交付請求
3	戸籍法に基づく証明書の交付請求
4	印鑑登録証明書の交付請求
5	身分証明書の交付請求
6	一般旅券発給申請
7	外国人登録法に基づく証明書の交付請求
8	埋火葬許可証の写しの交付請求
9	不在籍証明書の交付請求
10	不在住証明書の交付請求
11	その他町長が必要と認める請求等

別表第2 (第4条関係)

	業務内容
1	転出届
2	住民票、戸籍の附票の写し等の交付請求
3	戸籍法に基づく証明書の交付請求
4	身分証明書の交付請求
5	不在籍証明書の交付請求
6	不在住証明書の交付請求
7	その他町長が必要と認める請求等

別記様式(第3条関係)

本人確認票

本人確認書類をお持ちでない方はご記入下さい。

住所
氏名
(年 月 日生)
本籍
父母の氏名、生年月日
(年 月 日生)
(年 月 日生)
家族の氏名、生年月日
(年 月 日生)
(年 月 日生)
(年 月 日生)
(年 月 日生)

上記のとおり相違ありません。

職員記入欄

受 付		確認方法	住基 ・ 戸籍 ・ その他()
-----	--	------	------------------